第３節　条件付債権

別表７－１「未確定更生担保権一覧表」整理番号１三菱ＵＦＪリース株式会社に係る届出債権のうち、同表※１記載の条件付債権については、リース期間満了日までに当該条件が成就したときに、前記第２節の定めを適用する。

第５章　共益債権の弁済

第１節　支払共益債権及び未払共益債権

更生手続開始決定日の翌日から平成24年５月31日までに支払った共益債権及び平成24年５月31日現在の未払共益債権は、別表11「共益債権支払実績・未払残高表」記載のとおりである。

第２節　共益債権の弁済方法

未払共益債権及び平成24年６月１日から更生手続終了までの間に生じる共益債権は、営業収益金その他をもって随時弁済する。

第６章　弁済資金の調達方法

第１節　弁済資金の調達

更生会社、更生会社東京保全株式会社（以下「東京保全」という。）、同株式会社新藤、同新藤販売株式会社、同日星ビスコム株式会社及び同新藤テクニクス株式会社（以下「支援対象会社」という。）の更生債権等の弁済資金は、支援対象会社とイギリス領ヴァージン諸島法人であるChina Communication Investment Limited（中国名；神州通信投資有限公司。以下「ＣＣＩ」という。）との間の平成24年４月29日付けスポンサー契約及び同年６月29日付けスポンサー契約補充契約により、支援対象会社の更生計画案が可決され、その認可決定が確定することを条件に、ＣＣＩ若しくはＣＣＩの指定する者が東京保全に出資し、これにより東京保全が払い込む新藤電子工業の新株の対価、又はＣＣＩ若しくはＣＣＩの指定する者が支援対象会社への貸付けとして提供する資金をもってこれに充てる。

第２節　予想超過収益金の使途

予想された額を超える収益金が生じた場合には、更生会社の事業継続資金、事業上必要な投資及びＣＣＩ又はＣＣＩの指定する者からの借入金の返済に充てる。

第７章　担保権等の措置

第１節　担保権の処理

第１　存続する担保権

１　不動産・工場財団を目的とする担保権

①　別表８－１「存続する担保権一覧表（不動産・工場財団）」記載の担保権は、更生計画認可決定後も同表「新しい債権額」欄記載の限度で、従前の順位により存続する。

②　別表８－１「存続する担保権一覧表（不動産・工場財団）」記載の担保権は、前記第３章第１節第１の２に基づく弁済が完了したとき、消滅する。その場合、担保権者は、速やかに当該担保権の抹消登記手続をするものとし、管財人から書面による要請があった後２週間以内に、当該担保権の抹消登記手続に必要な一切の書類を管財人に対し交付する。

２　リースに係る担保権

別表８－２「存続する担保権一覧表（リース）」記載のリースに係る担保権は、更生計画認可決定後も、リース期間満了日（更生計画認可決定日までにリース期間が満了した場合は、前記第３章第１節第２の２に基づく弁済が完了した日。以下、本項において「リース期間満了日」という。）までの間、同表「新しい債権額」欄記載の限度で存続する。

管財人は、リース期間満了日までの間、引き続きリース物件を使用することができる。

第２　存続しない担保権

別表９「存続しない担保権一覧表（不動産・工場財団）」記載の担保権は、更生計画認可決定日にすべて消滅する。

当該消滅する担保権の担保権者は、当該担保権について担保設定登記がある場合は、管財人から書面による要請があった後２週間以内に、当該担保権の抹消登記手続に必要な一切の書類を管財人に交付する。

第２節　登録免許税等の費用負担

本章による登記手続に要する登録免許税等の費用は、更生会社が負担する。

第８章　更生会社の措置

第１節　更生計画認可決定日における措置

第１　定款の変更

更生会社の定款を別表12「定款」記載のとおり変更する。

第２　役員の退任及び選任

１　役員の退任

更生会社の現役員は、更生計画認可決定日をもって全て退任する。

２　役員の選任

次の者を取締役及び監査役（以下「役員」と総称する。）に選任する。

取締役　田中　規幸（管財人）
取締役　中村　洋一
取締役　李　　克勤
取締役　何　　晨光
監査役　丹羽　一彦

３　代表取締役の選定

次の者を代表取締役に選定する。

田中　規幸（住所：長野県東御市県532番地３）

４　新役員の任期

前記役員の任期は、更生計画認可決定日から１年又は同決定日から１年以内の最終の事業年度に関する定時株主総会終結の時までの、いずれか短い期間とする。

５　役員の変更、補充又は増員

前記４の任期内に、役員を変更、補充又は増員する必要が生じたときは、裁判所の許可を得て、管財人が選任する。変更、補充又は増員された役員の任期は、他の役員の残任期間と同一とする。

第２節　更生会社に関するその後の措置

第１　株主の権利の変更

１　更生会社による株式の取得

更生会社は、下記第３記載の募集株式の発行の効力が生じる日に、更生会社の発行済株式全て（４万株）を無償で取得する。

２　発行済株式の消却

更生会社は、前項に基づく株式の取得と同時に、その保有する自己株式（４万株）全てを消却する。

３　株券の効力

前項により消却される株式に係る株券は、消却した時に当然に失効する。

第２　資本金の額の減少

１　資本金の額の減少

更生会社の資本金を以下のとおり減少させる。

減少する資本金の額　　2000万円

２　効力発生日

資本金の額の減少は、下記第３記載の募集株式の発行の効力が生じる日に、その効力を生じる。